

出 展 規 約

1. 基本条件

- (1) 出展社は、申込書に記載した内容を展示するものとします。
- (2) 主催者は、申込書の記載内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には、申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展社は、出展申込書記載内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。

2. 申込金及び出展小間料の請求

- (1) 事務局が出展申込書を受け取り、記載内容について承認した場合、事務局より請求書を発行させていただきます。
- (2) 出展料は1小間あたり370,000円(税抜)とし、(協会会員は300,000円(税抜))この金額が出展小間料の請求額となります。
※ミニブースは、1小間185,000円(税抜)(協会会員は150,000円(税抜))、その他ブースは Gondola 1台70,000円(税抜)、Gondola 器・棚1段20,000円(税抜)となります。
- (3) 出展社は、出展小間料の請求額を2019年11月29日(金)までに指定の口座にお振込みください。
- (4) 振込手数料については、出展社が負担するものとします。
- (5) 期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申込みを取り消させていただきます。

3. 出展申込後の取消

- (1) 出展申込後の小間の取り消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 申込者の都合により、小間の取り消しまたは変更があった場合には、申込者はその旨を事務局宛に書面により通知してください。
なお、その際には、下記のキャンセル料を頂きますので予めご了承ください。
2019年11月末まで …小間料金の50%
2019年12月1日以降 …小間料金の全額

4. 小間位置の決定

- (1) 小間配置に関しては、会場ゾーニング、出展小間数などを考慮して主催者側で決定します。
- (2) 展示効果の向上の為に、事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) (2)により小間位置の変更した場合においても、出展社は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

5. 小間の転貸等の禁止

出展社は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

6. 共同出展の申込み

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表(取りまとめ会社)として「出展申込書」を作成し、共同出展社は、1社につき1部「共同出展申込書」を作成し、とりまとめ会社が全ての申込書をまとめてご提出ください。
※「共同出展申込書」については推進事務局へお問い合わせください。

7. 即売の禁止

現金と引き換えに出展物又はその他の物品を即売することを禁止します。
又、予約販売(対個人)も禁止します。

8. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展社は、事務局より通知された時間内に展示物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展社は、小間内の展示物の設置を、会期初日の午前8時30分までに完了させるものとします。
- (3) 出展社が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展社は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展小間料全額に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展社は、会期中の展示物等の搬入、移動及び搬出の際は、必ず事務局の承

認を得た後に作業を行うものとします。

- (6) 出展社は、小間内の展示物、装飾品等を、事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展社の費用により事務局が撤去します。

9. 展示場の使用

- (1) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (2) 出展社は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展社の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (3) 出展社は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設置を行う事はできません。
- (4) 事務局は、隣接の小間の出展社から苦情が出た場合で、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展社は、その変更の求めに応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展社側の責任により行うものとします。
- (7) 主催者は(5)及び(6)による制限、禁止又は撤去により当該出展社に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

10. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展社及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について、一切の責任を負わないものとします。

11. 損害賠償

出展社は、事故又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

12. 展示会の中止

- (1) 主催者は、展示会が開催される土地・建物が入場に不相当と判断した場合は主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合には、主催者の判断により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1)により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

13. 規約の遵守

出展社は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。